



宮崎県公報

平成26年3月26日(水曜日)号外第13号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

規則

- 県立芸術劇場管理規則の一部を改正する規則…(文化文教・国際課) 1
○宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営

頁

- 等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則…(長寿介護課) 4
○宮崎県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則…(漁村振興課) 4
○港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則…(港湾課) 6

規則

県立芸術劇場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第11号

県立芸術劇場管理規則の一部を改正する規則

県立芸術劇場管理規則(平成5年宮崎県規則第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表(第9条、第20条関係)				別表(第9条、第20条関係)			
1 舞台設備				1 舞台設備			
区分	単位	金額		区分	単位	金額	
定式幕	1枚	<u>1,030円</u>		定式幕	1枚	<u>1,050円</u>	
紗幕	1枚	<u>1,030円</u>		紗幕	1枚	<u>1,050円</u>	
ジョーゼット幕	1枚	<u>1,030円</u>		ジョーゼット幕	1枚	<u>1,050円</u>	
地がすり	1枚	<u>1,030円</u>		地がすり	1枚	<u>1,050円</u>	
リノリウムシート(大)	1枚	<u>720円</u>		リノリウムシート(大)	1枚	<u>740円</u>	
[略]				[略]			
フェルト毛せん	1枚	<u>410円</u>		フェルト毛せん	1枚	<u>420円</u>	
[略]				[略]			
びょうぶ	1双	<u>1,540円</u>		びょうぶ	1双	<u>1,580円</u>	
演劇ホール用所作台	1式	<u>9,280円</u>		演劇ホール用所作台	1式	<u>9,540円</u>	
イベントホール用所作台	1式	<u>6,190円</u>		イベントホール用所作台	1式	<u>6,360円</u>	
花道用所作台	1式	<u>1,540円</u>		花道用所作台	1式	<u>1,580円</u>	
[略]				[略]			
仮設能舞台	1式	<u>23,710円</u>		仮設能舞台	1式	<u>24,380円</u>	
寄席舞台	1式	<u>16,490円</u>		寄席舞台	1式	<u>16,960円</u>	
竹羽目	1式	<u>2,580円</u>		竹羽目	1式	<u>2,650円</u>	
松羽目A	1式	<u>1,540円</u>		松羽目A	1式	<u>1,580円</u>	
松羽目B	1式	<u>1,030円</u>		松羽目B	1式	<u>1,050円</u>	
日舞囲	1式	<u>1,540円</u>		日舞囲	1式	<u>1,580円</u>	
鳥屋囲	1式	<u>510円</u>		鳥屋囲	1式	<u>520円</u>	
[略]				[略]			
葛桶	1個	<u>1,030円</u>		葛桶	1個	<u>1,050円</u>	
[略]				[略]			
一畳台(一畳台掛けを含む。)	1式	<u>1,540円</u>		一畳台(一畳台掛けを含む。)	1式	<u>1,580円</u>	
[略]				[略]			

ドライアイスマシン (ドライアイスを含まない。)	1 台	2,070円
スモークマシン (ロスコスモークジュースを含まない。)	1 台	1,340円
[略]		
高座台	1 台	1,030円
浪曲台	1 台	3,400円
[略]		
講演台	1 台	510円
司会者台	1 台	410円
[略]		
指揮者用譜面台 B	1 台	510円
[略]		
オーケストラピット	1 式	6,700円
小ぜり	1 式	1,030円
[略]		

2 照明設備

区分	単位	金額
アッパーホリゾンライト A	1 式	4,220円
アッパーホリゾンライト B	1 式	2,890円
ローアホリゾンライト A	1 式	2,070円
ローアホリゾンライト B	1 式	1,540円
ボーダーライト A	1 列	1,030円
ボーダーライト B	1 列	820円
スポットライト A	1 台	410円
[略]		
フロントサイドスポットライト	1 列	1,230円
[略]		
フットライト	1 列	510円
[略]		
東西バトンスポットライト	1 列	620円
[略]		
照明タワー	1 台	830円
[略]		
センターピンスポット A	1 台	1,030円
センターピンスポット B	1 台	820円
ストロボフラッシュ	1 台	1,030円
エフェクトスポットライト A (ディスクプレートを含む。)	1 式	1,030円
エフェクトスポットライト B (ディスクプレートを含む。)	1 式	820円
[略]		
ミラーボール A	1 個	1,030円
ミラーボール B	1 個	820円
[略]		
効果機器	1 台	820円
コンサートホール照明セット	1 式	9,640円
演劇ホール照明セット A	1 式	45,110円
演劇ホール照明セット B	1 式	29,630円
演劇ホール照明セット C	1 式	15,200円
演劇ホール照明セット D	1 式	7,500円
イベントホール照明セット A	1 式	16,490円
イベントホール照明セット B	1 式	12,370円
イベントホール照明セット C	1 式	8,240円

ドライアイスマシン (ドライアイスを含まない。)	1 台	2,120円
スモークマシン (ロスコスモークジュースを含まない。)	1 台	1,370円
[略]		
高座台	1 台	1,050円
浪曲台	1 台	3,490円
[略]		
講演台	1 台	520円
司会者台	1 台	420円
[略]		
指揮者用譜面台 B	1 台	520円
[略]		
オーケストラピット	1 式	6,890円
小ぜり	1 式	1,050円
[略]		

2 照明設備

区分	単位	金額
アッパーホリゾンライト A	1 式	4,340円
アッパーホリゾンライト B	1 式	2,970円
ローアホリゾンライト A	1 式	2,120円
ローアホリゾンライト B	1 式	1,580円
ボーダーライト A	1 列	1,050円
ボーダーライト B	1 列	840円
スポットライト A	1 台	420円
[略]		
フロントサイドスポットライト	1 列	1,260円
[略]		
フットライト	1 列	520円
[略]		
東西バトンスポットライト	1 列	630円
[略]		
照明タワー	1 台	850円
[略]		
センターピンスポット A	1 台	1,050円
センターピンスポット B	1 台	840円
ストロボフラッシュ	1 台	1,050円
エフェクトスポットライト A (ディスクプレートを含む。)	1 式	1,050円
エフェクトスポットライト B (ディスクプレートを含む。)	1 式	840円
[略]		
ミラーボール A	1 個	1,050円
ミラーボール B	1 個	840円
[略]		
効果機器	1 台	840円
コンサートホール照明セット	1 式	9,910円
演劇ホール照明セット A	1 式	46,390円
演劇ホール照明セット B	1 式	30,470円
演劇ホール照明セット C	1 式	15,630円
演劇ホール照明セット D	1 式	7,710円
イベントホール照明セット A	1 式	16,960円
イベントホール照明セット B	1 式	12,720円
イベントホール照明セット C	1 式	8,470円

イベントホール照明セットD	1式	3,090円
リハーサル用照明セットA	1式	3,470円
リハーサル用照明セットB	1式	3,020円
リハーサル用照明セットC	1式	1,570円

3 音響設備

区分	単位	金額
音響調整装置A	1式	6,190円
音響調整装置B	1式	3,090円
ステージスピーカーA	1組	2,070円
ステージスピーカーB	1組	1,640円
ステージスピーカーC	1組	1,440円
はね返りスピーカーA	1組	720円
はね返りスピーカーB	1組	720円
演出家・舞台監督用音響設備	1式	2,070円
ポータブルミキサー	1台	1,540円
効果装置(エフェクター卓)	1台	1,030円
効果卓	1式	5,160円
テープレコーダーA	1式	1,340円
テープレコーダーB	1式	1,030円
テープレコーダーC	1式	510円
テープレコーダーD	1式	920円
CDプレーヤー	1式	510円
MDプレーヤー	1式	510円
レコードプレーヤー	1式	1,030円
マルチケーブル(32CH)	1式	1,030円
マルチケーブル(16CH)	1式	820円
ステレオマイクロホン	1本	1,440円
コンデンサーマイクロホン	1本	1,130円
ダイナミックマイクロホン	1本	620円
ワイヤレスマイクロホン	1本	1,340円
3点つりマイク装置	1式	1,030円
2点つりマイク装置	1式	820円
1点つりマイク装置	1式	620円
練習室音響セットA	1式	2,070円
練習室音響セットB	1式	2,070円
[略]		
ギターアンプ	1式	510円
ベースアンプ	1式	510円

4 楽器

区分	単位	金額
フルコンサートピアノA	1台	9,280円
フルコンサートピアノB	1台	5,160円
チェンバロ	1台	6,190円
電子オルガンA	1台	3,090円
電子オルガンB	1台	1,030円
パイプオルガン	1台	20,610円
練習室用ピアノA	1台	1,540円
練習室用ピアノB	1台	1,030円
練習室用ピアノC	1台	510円
ドラムセット	1式	510円
ポジティブオルガン	1台	5,160円
コントラバスA	1台	4,840円
コントラバスB	1台	1,270円

5 映写設備

イベントホール照明セットD	1式	3,170円
リハーサル用照明セットA	1式	3,560円
リハーサル用照明セットB	1式	3,100円
リハーサル用照明セットC	1式	1,610円

3 音響設備

区分	単位	金額
音響調整装置A	1式	6,360円
音響調整装置B	1式	3,170円
ステージスピーカーA	1組	2,120円
ステージスピーカーB	1組	1,680円
ステージスピーカーC	1組	1,480円
はね返りスピーカーA	1組	740円
はね返りスピーカーB	1組	740円
演出家・舞台監督用音響設備	1式	2,120円
ポータブルミキサー	1台	1,580円
効果装置(エフェクター卓)	1台	1,050円
効果卓	1式	5,300円
テープレコーダーA	1式	1,370円
テープレコーダーB	1式	1,050円
テープレコーダーC	1式	520円
テープレコーダーD	1式	940円
CDプレーヤー	1式	520円
MDプレーヤー	1式	520円
レコードプレーヤー	1式	1,050円
マルチケーブル(32CH)	1式	1,050円
マルチケーブル(16CH)	1式	840円
ステレオマイクロホン	1本	1,480円
コンデンサーマイクロホン	1本	1,160円
ダイナミックマイクロホン	1本	630円
ワイヤレスマイクロホン	1本	1,370円
3点つりマイク装置	1式	1,050円
2点つりマイク装置	1式	840円
1点つりマイク装置	1式	630円
練習室音響セットA	1式	2,120円
練習室音響セットB	1式	2,120円
[略]		
ギターアンプ	1式	520円
ベースアンプ	1式	520円

4 楽器

区分	単位	金額
フルコンサートピアノA	1台	9,540円
フルコンサートピアノB	1台	5,300円
チェンバロ	1台	6,360円
電子オルガンA	1台	3,170円
電子オルガンB	1台	1,050円
パイプオルガン	1台	21,190円
練習室用ピアノA	1台	1,580円
練習室用ピアノB	1台	1,050円
練習室用ピアノC	1台	520円
ドラムセット	1式	520円
ポジティブオルガン	1台	5,300円
コントラバスA	1台	4,970円
コントラバスB	1台	1,300円

5 映写設備

区分	単位	金額	区分	単位	金額
映写機（16mm）	1 式	2,780円	映写機（16mm）	1 式	2,850円
映写機（35mm）	1 式	7,210円	映写機（35mm）	1 式	7,410円
スクリーンA	1 枚	1,030円	スクリーンA	1 枚	1,050円
スクリーンB	1 枚	720円	スクリーンB	1 枚	740円
スクリーンC（移動用）	1 枚	510円	スクリーンC（移動用）	1 枚	520円
ビデオプロジェクター装置	1 式	1,860円	ビデオプロジェクター装置	1 式	1,910円
6 その他の設備及び持込電気器具用電気			6 その他の設備及び持込電気器具用電気		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
[略]			[略]		
テレビジョン放送中継設備	1 式	10,310円	テレビジョン放送中継設備	1 式	10,600円
ラジオ放送中継設備	1 式	5,160円	ラジオ放送中継設備	1 式	5,300円
[略]			[略]		
[略]			[略]		

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第12号

宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県介護保険サービスの人員、設備及び運営等の基準に関する条例施行規則（平成24年宮崎県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	<u>（指定居宅介護支援等の事業の基準）</u>
	第4条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準は、 <u>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）に定めるとおりとする。</u>
第4条～第7条 [略]	第5条～第8条 [略]

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

宮崎県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第13号

宮崎県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県漁港管理条例施行規則（昭和38年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後					
別表第2（第15条関係）				別表第2（第15条関係）					
品 目	外航船舶		外航船舶以外の船舶		品 目	外航船舶		外航船舶以外の船舶	
	岸壁使用料	物揚場使用料	岸壁使用料	物揚場使用料		岸壁使用料	物揚場使用料	岸壁使用料	物揚場使用料
穀そう類、穀粉類、 <u>そ菜類、果実、鮮魚、乾燥そ菜類、塩干魚、しいたけ、茶、リンター、まゆ、わらその他の農水産品（畜類を除く。）</u>	[略]		1トン当たり	11円89銭	1トン当たり	10円69銭	1トン当たり	12円23銭	10円99銭
木炭、木材類、製材	[略]		1トン当		1トン当		1トン当		1トン当
					原木、製材、樹脂類	[略]		1トン当	1トン当

品その他の林産品		たり 11円89銭	たり 10円69銭	、木材チップその他 林産品及び薪炭		たり 12円23銭	たり 10円99銭
石炭、鉱物類、石材 、石灰、工業塩その 他の鉱産品（砂、砂 利及び栗玉石を除く 。）	[略]	1トン当 たり 11円89銭	1トン当 たり 9円50銭	石炭、鉄鉱石、金属 鉱、石材（栗玉石を 除く。）、原油、り ん鉱石、石灰石、原 塩及び非金属鉱物	[略]	1トン当 たり 12円23銭	1トン当 たり 9円77銭
砂、砂利、栗玉石	[略]	1トン当 たり 5円93銭	1トン当 たり 3円57銭	砂、砂利及び栗玉石	[略]	1トン当 たり 6円10銭	1トン当 たり 3円67銭
鉄材、金物類その他 の金属機械工業品（ 器械類（自動車を含 む。）及びフェリー 貨物を除く。）	[略]	1トン当 たり 23円74銭	1トン当 たり 17円81銭	測量、光学及び医療 用機械、電気機械、 事務用機器その他機 械、鉄鋼、鋼材、非 鉄金属並びに金属製 品	[略]	1トン当 たり 24円42銭	1トン当 たり 18円32銭
器械類（自動車を含 む。）	[略]	1トン当 たり 59円40銭	1トン当 たり 35円64銭	鉄道車両、完成自動 車その他輸送用車両 、二輪自動車、自動 車部品その他輸送機 械及び産業機械	[略]	1トン当 たり 61円10銭	1トン当 たり 36円66銭
フェリー貨物	[略]	1トン当 たり 59円40銭	[略]	フェリー貨物	[略]	1トン当 たり 61円10銭	[略]
陶磁器、セメント、 かわら、れんが、油 類、肥料、火薬類、 医薬品、農工業薬品 その他の化学工業品	[略]	1トン当 たり 23円74銭	1トン当 たり 17円81銭	重油、石油製品、液 化天然ガス、液化石 油ガスその他石油製 品、染料、塗料、合 成樹脂その他化学工 業品、陶磁器、セメ ント、ガラス類、窯 業品、コークス、石 炭製品、化学薬品及 び化学肥料	[略]	1トン当 たり 24円42銭	1トン当 たり 18円32銭
生糸、パルプ、人絹 、織物、食塩、製氷 、酒類、清涼飲料水 、みそ、しょうゆ、 食用油その他の軽工 業品	[略]	1トン当 たり 17円81銭	1トン当 たり 14円25銭	紙、パルプ、糸、紡 績半製品その他繊維 工業品及び砂糖、製 造食品、飲料、水、 たばこその他食料工 業品	[略]	1トン当 たり 18円32銭	1トン当 たり 14円66銭
雑貨その他の雑工業 品	[略]	1トン当 たり 59円40銭	1トン当 たり 47円51銭	がん具、衣服、身廻 り品、はきもの、文房 具、運動娯楽用品、 楽器、家具装備品そ の他日用品及びゴム 製品、木製品その他 製造工業品	[略]	1トン当 たり 61円10銭	1トン当 たり 48円87銭
その他の品目	[略]	1トン当 たり 5円93銭	1トン当 たり 3円57銭	金属くず、再利用資 材、動植物性製造飼 肥料、廃棄物、廃土 砂、輸送用容器、取 合せ品その他品目	[略]	1トン当 たり 6円10銭	1トン当 たり 3円67銭
[略]				[略]			

別表第3（第15条関係）

別表第3（第15条関係）

級 地 区 分		1 級地	2 級地	3 級地
その他 の工作 物	占用面積 1 平方メー トル 1 月につ き	[略]	[略]	[略]
	占用期間 が 1 月未 満の場合	56円43 銭	41円59 銭	22円56 銭
その他	占用面積 1 平方メー トル 1 月につ き	45円14 銭	30円29 銭	11円29 銭

級 地 区 分		1 級地	2 級地	3 級地
その他 の工作 物	占用面積 1 平方メー トル 1 月につ き	[略]	[略]	[略]
	占用期間 が 1 月未 満の場合	58円 4 銭	42円78 銭	23円20 銭
その他	占用面積 1 平方メー トル 1 月につ き	46円43 銭	31円16 銭	11円61 銭

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第14号

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定で下線で示すように改正する。

改正前		改正後							
(届書) 第9条 [略]		(届書) 第9条 [略] <u>(電子情報処理組織による申請等及び処分通知等)</u>							
第9条の2 [略]		第9条の2 細島港、油津港及び宮崎港に係る第8条第2号、第3号、第4号及び第5号に規定する申請書並びに前条第2号に規定する届書は、第8条及び前条の規定にかかわらず、 <u>法第50条の2第6項第1号に規定する電子情報処理組織を使用して提出することができる。</u>							
別表第1（第10条第1項関係）		2 前項の規定により行われた申請又は届出は、 <u>県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に到達したものとみなし、当該申請又は届出に対して知事が行う処分の通知又は受理の通知（以下この項において「処分通知等」という。）は、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。</u>							
別表第1（第10条第1項関係）		第9条の3 [略] 別表第1（第10条第1項関係）							
品 目	外航船舶		外航船舶以外の船舶		品 目	外航船舶		外航船舶以外の船舶	
	岸壁使用料	物揚場使用料	岸壁使用料	物揚場使用料		岸壁使用料	物揚場使用料	岸壁使用料	物揚場使用料
穀そう類、穀粉類、そ菜類、果実、鮮魚、乾燥そ菜類、塩干魚、しいたけ、茶、リンター、まゆ、 <u>わらその他の農水産品（畜類を除く。）</u>	[略]		1トン 当たり 11円89 銭	1トン 当たり 10円69 銭	麦、米、とうもろこし、 <u>豆類その他雑穀、野菜、果物、綿花その他農産品、羊毛その他畜産品及び水産品</u>	[略]		1トン 当たり 12円23 銭	1トン 当たり 10円99 銭
	[略]		1トン 当たり 11円89 銭	1トン 当たり 10円69 銭		原木、製材、樹脂類、 <u>木材チップその他林産品及び薪炭</u>	[略]		1トン 当たり 12円23 銭
石炭、 <u>鉱物類、石材、石灰、工業塩その他の鉱産品（砂、砂利、栗玉石を</u>	[略]		1トン 当たり 11円89	1トン 当たり 9円50	石炭、 <u>鉄鉱石、金属鉱、石材（栗玉石を除く。）</u> 、 <u>原油、りん鉱石、石灰</u>		[略]		1トン 当たり 12円23

除く。)		銭	銭	石、原塩及び非金属鉱物		銭	銭
砂、砂利、栗玉石	[略]	1トン 当たり 5円93 銭	1トン 当たり 3円57 銭	砂、砂利及び栗玉石	[略]	1トン 当たり 6円10 銭	1トン 当たり 3円67 銭
鉄材、金物類その他の金属機械工業品(器械類(自動車を含む。))及びフェリー貨物を除く。)	[略]	1トン 当たり 23円74 銭	1トン 当たり 17円81 銭	測量、光学及び医療用機械、電気機械、事務用機器その他機械、鉄鋼、鋼材、非鉄金属並びに金属製品	[略]	1トン 当たり 24円42 銭	1トン 当たり 18円32 銭
器械類(自動車を含む。)	[略]	1トン 当たり 59円40 銭	1トン 当たり 35円64 銭	鉄道車両、完成自動車その他輸送用車両、二輪自動車、自動車部品その他輸送機械及び産業機械	[略]	1トン 当たり 61円10 銭	1トン 当たり 36円66 銭
フェリー貨物	[略]	1トン 当たり 59円40 銭	[略]	フェリー貨物	[略]	1トン 当たり 61円10 銭	[略]
陶磁器、セメント、かわら、れんが、油類、肥料、火薬類、医薬品、農工業薬品その他の化学工業	[略]	1トン 当たり 23円74 銭	1トン 当たり 17円81 銭	重油、石油製品、液化天然ガス、液化石油ガスその他石油製品、染料、塗料、合成樹脂その他化学工業品、陶磁器、セメント、ガラス類、窯業品、コークス、石炭製品、化学薬品及び化学肥料	[略]	1トン 当たり 24円42 銭	1トン 当たり 18円32 銭
生糸、パルプ、人絹、織物、食塩、製氷、酒類、清涼飲料水、みそ、しょうゆ、食用品その他の軽工業品	[略]	1トン 当たり 17円81 銭	1トン 当たり 14円25 銭	紙、パルプ、糸、紡績半製品その他繊維工業品及び砂糖、製造食品、飲料、水、たばこその他食料工業品	[略]	1トン 当たり 18円32 銭	1トン 当たり 14円66 銭
雑貨その他の雑工業品	[略]	1トン 当たり 59円40 銭	1トン 当たり 47円51 銭	がん具、衣服、身廻品、はきもの、文房具、運動娯楽用品、楽器、家具装備品その他日用品及びゴム製品、木製品その他製造工業品	[略]	1トン 当たり 61円10 銭	1トン 当たり 48円87 銭
その他の品目	[略]	1トン 当たり 5円93 銭	1トン 当たり 3円57 銭	金属くず、再利用資材、動植物性製造飼肥料、廃棄物、廃土砂、輸送用容器、取合せ品その他品目	[略]	1トン 当たり 6円10 銭	1トン 当たり 3円67 銭

[略]

別表第2 (第10条第3項関係)

単位	金額	
回航	外航船舶	外航船舶以外の船舶
1回につき	[略]	次の式により算出した額 $\left\{ \left[\begin{array}{l} 1 \text{ リットル当た} \\ \text{りの重油の時価} \end{array} \times 441 + \begin{array}{l} 1 \text{ リットル当た} \\ \text{りのオイルの時価} \end{array} \right] \times \text{回航に要した時間} + 16,390 \text{円} \right\} \times 1.05$

別表第3 (第10条第4項関係)

級地区分	1級地	2級地
------	-----	-----

[略]

別表第2 (第10条第3項関係)

単位	金額	
回航	外航船舶	外航船舶以外の船舶
1回につき	[略]	次の式により算出した額 $\left\{ \left[\begin{array}{l} 1 \text{ リットル当た} \\ \text{りの重油の時価} \end{array} \times 441 + \begin{array}{l} 1 \text{ リットル当た} \\ \text{りのオイルの時価} \end{array} \right] \times \text{回航に要した時間} + 16,390 \text{円} \right\} \times 1.08$

別表第3 (第10条第4項関係)

級地区分	1級地	2級地
------	-----	-----

公共貯鋳場	1 平方メートル 1 日につき	5 円22銭	4 円17銭
-------	--------------------	--------	--------

[略]

別表第 4 (第10条第 5 項関係)

級地区分			1 級 地	2 級 地	3 級 地	4 級 地
荷さばき 地、野積 場及び駐 車場	1 平方メ ートル 1 月につき	仮設工作物 を設置する 場合	66円 53銭	56円 43銭	41円 59銭	22円 56銭
		その他の場 合	56円 43銭	45円 14銭	30円 29銭	11円 29銭

[略]

別表第 5 (第10条第 6 項関係)

級地区分			1 級 地	2 級 地	3 級 地	4 級 地
その他 の工 作 物 を 設 置 す る 用 地	1 平方メ ートル 1 月 に つ き	使用期間が 1 月 以上の場合	[略]			
		使用期間が 1 月 未満の場合	66円 53銭	56円 43銭	41円 59銭	22円 56銭
その他 の用 地	1 平方メ ートル 1 月 に つ き	使用期間が 1 月 以上の場合	[略]			
		使用期間が 1 月 未満の場合	56円 43銭	45円 14銭	30円 29銭	11円 29銭

[略]

様式第 7 号の 2 (第 8 条関係)

[略]

使用期間	[略]
[略]	

[略]

様式第 21 号 (第 9 条関係)

[略]

[略]	
航行計画 (航行先等)	
[略]	

帰港報告

帰港報告者	
[略]	

様式第 28 号 (第 9 条の 2 関係)

[略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の 2 を第 9 条の 3 とし、第 9 条の次に 1 条を加える改正規定並びに別記

公共貯鋳場	1 平方メートル 1 日につき	5 円37銭	4 円29銭
-------	--------------------	--------	--------

[略]

別表第 4 (第10条第 5 項関係)

級地区分			1 級 地	2 級 地	3 級 地	4 級 地
荷さばき 地、野積 場及び駐 車場	1 平方メ ートル 1 月につき	仮設工作物 を設置する 場合	68円 43銭	58円 4 銭	42円 78銭	23円 21銭
		その他の場 合	58円 4 銭	46円 43銭	31円 16銭	11円 61銭

[略]

別表第 5 (第10条第 6 項関係)

級地区分			1 級 地	2 級 地	3 級 地	4 級 地
その他 の工 作 物 を 設 置 す る 用 地	1 平方メ ートル 1 月 に つ き	使用期間が 1 月 以上の場合	[略]			
		使用期間が 1 月 未満の場合	68円 43銭	58円 4 銭	42円 78銭	23円 21銭
その他 の用 地	1 平方メ ートル 1 月 に つ き	使用期間が 1 月 以上の場合	[略]			
		使用期間が 1 月 未満の場合	58円 4 銭	46円 43銭	31円 16銭	11円 61銭

[略]

様式第 7 号の 2 (第 8 条関係)

[略]

使用期間	[略]
会議室の種類	会議室 A 会議室 B
[略]	

[略]

様式第 21 号 (第 9 条関係)

[略]

[略]	
航行計画 (航行先等)	
同乗者の人数	
[略]	

(注) (1) 専用使用の場合は、届出人の住所、性別、生年月日及び電話番号 (自宅) を省略することができる。

(2) 専用使用であって、共同所有者が同乗する場合は、同乗者の性別、生年月日及び連絡先 (住所及び自宅電話番号) を省略することができる。

(3) 専用使用の場合は、F A X で届け出ることができる。

(4) 届出人は、帰港したときは、速やかに管理者に報告すること。

帰港報告 (管理者記入)

帰港報告書 (受付者)	
[略]	

様式第 28 号 (第 9 条の 3 関係)

[略]

様式第 7 号の 2、別記様式第 21 号及び別記様式第 28 号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

